

中野区教育委員会会議録

平成28年第7回臨時会

平成28年10月21日

中野区教育委員会

平成28年第7回中野区教育委員会臨時会

○日時

平成28年10月21日（金曜日）

開会 午前10時54分

閉会 午前11時36分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 渡邊 仁

○出席職員

教育委員会事務局次長 横山 俊

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 辻本 将紀

教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石崎 公一

教育委員会事務局指導室長 杉山 勇

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 立花 加奈子

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 田中 英一

○傍聴者数

0人

○議題

1 議決事件

(1) 第29号議案 中野区職員定数条例の一部改正に係る意見について

- (2) 第30号議案 区政情報一部公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について
- 2 その他

○議事経過

午前10時54分開会

田辺教育長

定足数に達しましたので、教育委員会第7回臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、田中委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

それでは日程に入ります。

ここでお諮りします。本日の議決事件につきましては、人事配置に関すること、または採決の過程における案件に当たることにより、公開とすることが適当でない認められるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書」の規定に基づき、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ありませんので、非公開とすることに決定いたしました。

(以下、非公開)

(平成28年第7回臨時会における会議録の公開決定に基づき、以下非公開部分を公開)

<議決事件>

田辺教育長

議決事件、第29号議案「中野区職員定数条例の一部改正に係る意見について」を上程します。

初めに担当より議案の説明をお願いします。

副参事(子ども教育経営担当)

それでは、第29号議案「中野区職員定数条例の一部改正に係る意見につきまして」提案理由の説明を申し上げます。

提案理由は、議案書をごらんいただきまして、中野区職員定数条例の一部改正につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、区長から意見を求められたので、意見を申し出るものでございます。

内容でございますが、別添資料をごらんいただきたいと存じます。学校用務業務委託の推進及び区立学校の再編等による職員配置の見直しに伴いまして、教育委員会の所管に属する、学校の職員に係る定数等につきまして、中野区職員定数条例の一部を改正するといっ

た内容でございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。現行の規定が右側、左側が改正案。新旧対照表となっております。このうちの、現行、右側第2条でございますが、第2条第1項第1号、第2条(3)の教育委員会の事務部局の職員と、また(4)の教育委員会の所管に属する学校の職員ということで、(3)と(4)に分かれてございますが、これを左側改正案では、(3)ということで「教育委員会の事務部局及び教育機関の職員」ということで一つにまとめるものでございます。

これによりまして、効率的、機動的に職員配置が可能となるといった趣旨でございます。

人数につきましては、学校の職員の事務に携わっている職員が77名から61名に変更ということでございます。そのほかの規定の内容につきましては、定数外規定の整備、また趣旨既定の整備及び所用の文言整理を行ったものでございます。

裏面でございます。本条例につきましては、平成29年4月1日からの施行ということでございます。

提案説明は以上でございます。

田辺教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

田中委員

一つだけ確認させていただきます。この条例で、このように職員の数をまとめるということで、より現場ではフレキシブルに対応できるようになると理解してよろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

はい。これまで教育委員会の事務局の職員と、学校の職員ということで二つに分かれていまして、それぞれ人数を規定していましたが、今回それが一つにまとめられているということで、この間の人事配置につきましてはこの人数の範囲内でいわゆる柔軟に、委員ご指摘のとおり配置が可能となるというふうなことで考えてございます。

田中委員

はい。わかりました。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにもございますか。

なければ、質疑は終結いたします。それでは、簡易採決の方法により、採決を行いたい

と思います。

ただいま上程中の第 29 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ありませんので、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議決事件第 30 号議案「区政情報一部公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について」を上程いたします。

本案件は、行政不服審査法に基づく審査請求に対する取り扱いを、教育委員会で決定するものであります。前回の臨時会でご協議いただいたとおり、審査請求人の公開を求める請求を認容するものです。

初めに、担当より議案の説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、第 30 号議案「区政情報一部公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の 1 枚おめくりいただきまして、議決書でございます。審査請求人が平成 28 年 7 月 26 日付で提起をいたしました、区政情報一部公開決定処分に係る審査請求につきまして、次のとおり裁決するものとしてございます。

主文でございますが、審査請求人の平成 28 年 4 月 27 日付区政情報公開請求書による区政情報の公開請求に対する処分庁の、同年 5 月 11 日付区政情報一部公開決定通知書による、請求情報の一部を公開する決定につきまして、請求情報の全部を公開する決定に変更するというものでございます。

初めに、事案の概要でございます。第 1 の 1 でございますが、平成 28 年 4 月 27 日、審査請求人から処分庁に対しまして、大和小学校及び若宮小学校が統合いたします新校につきまして、児童数及び学級数が最大数になる時期、またそのときの在校児童数、学級数がわかる文書並びに処分庁が 2015 年度に行いました、区立小・中学校の学校ごとの児童・生徒数及び学級数の将来推計がわかる文書の公開請求がございました。

これにつきまして、処分庁が平成 28 年 5 月 11 日付、審査請求人に対しまして処分庁が平成 27 年 11 月 6 日に作成をいたしました中野区立小中学校人口推計のうち、大和小学校及び若宮小学校以外の学校推計を除き、請求情報を公開する旨の決定を行ったものでございます。

第1の3でございますが、これに対しまして、審査請求人から同年7月26日、中野区教育委員会に対しまして、本件処分の取り消しを求める審査請求があったものでございます。

審理関係人の主張の要旨でございます。まず、審査請求人の主張でございますが、処分庁として当該情報公開ができない理由ということで、意思形成過程にある情報ということを行っているわけでございますが、これに対しまして、当該推計については意思形成過程に関する情報には当たらないということで、一部公開決定処分は違法又は不当であるという主張でございます。

これに対しまして、処分庁の主張でございますが、本推計資料につきましては、区立小中学校の整備方法の策定、また、今後の学校施設の整備計画等を検討するための基礎資料として作ったものであり、一部公開決定処分を行った時点においては学校の整備計画等について検討中または検討を行う予定であったことから、意思形成過程にある情報であって公開することで不当に区民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるというものでございます。

今回、全部公開する理由でございます。議案書の第3のところでございますが、整備方法の文書につきまして、「具体的な検討を進める中で、学校再編計画を策定した時点よりも児童・生徒数の増加が見込まれており」といった、そういった記載がございますが、当該推計の文書につきましては、この児童・生徒数の増加の裏付けとなる資料と言えるということでございます。したがって、当該推計は整備方法の裏付けとなる資料であり、整備方法が決定し、公開の対象となることなどから当該推計はもはや意思形成過程の情報とはいえないということが理由であるということでございます。

そういうことから、結論でございますけれども、主文のとおり全部公開とするというものでございます。

以下、審査請求人に対しまして、採決の取り消しの訴え等の手続に関する告知の文書が以下のとおりでございます。

報告につきましては以上でございます。

田辺教育長

ただいま上程中の議案につきましては、前回ご協議をいただき、ご質疑等もいただいたことを踏まえまして、議案として提出させていただいたものです。ですが、ご質疑ありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。なければ、質疑は終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第30号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

事務局は、速やかに公開事務処理を行うことを指示いたします。

ここでお諮りいたします。第29号議案の議決事件、並びに第30号議案に関する協議及び議決事件の内容につきましては会議を非公開としてきましたが、会議録の調製及び公開の手續が整い次第、個人情報等の情報を除き、順次、当該会議録の公開を行いたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ありませんので、そのように公開することを決定いたしました。事務局はただいまの決定内容に従い、当該会議録の公開手續を行ってください。

続きまして、その他の事案についてお諮りいたします。

本案件は、現在調査中における案件であること及び個人情報の保護の観点から、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書」の規定に基づき、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田辺教育長

ご異議ありませんので、非公開とすることに決定いたしました。

(以下、非公開)

田辺教育長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第7回臨時会を閉じます。

どうもありがとうございました。

午前11時36分閉会